

2025 年度日本女子大学公的資金研究費不正防止計画

制定	平成 22 年 9 月 30 日
改正	平成 24 年 4 月 1 日
	平成 25 年 8 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 28 年 10 月 1 日
	2021 年 10 月 12 日
	2022 年 5 月 24 日
	2023 年 5 月 23 日
	2024 年 5 月 28 日
	2025 年 5 月 27 日

日本女子大学は平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）を踏まえ、公的資金研究費の適正な運営・管理を行うため、基本方針に基づき以下のとおり不正防止計画を策定し取り組みます。

【公的資金研究費の不正使用防止に関する基本方針】

- 1. 公的資金研究費の管理運営に関する責任体系を明確に定め、学内外に周知・公表します。
- 2. 研究者及び職員の意識向上に努め、公的資金研究費の使用に関するルールや職務権限を明確化し、適正な運営・管理の基盤となる環境を整備します。
- 3. 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、不正使用を抑止します。
- 4. 不正防止計画を踏まえ、チェック機能が有効に作用する体制を整備し、適正な予算執行を行います。
- 5. 公的資金研究費に係る情報共有が促進される体制を整備するとともに、不正防止への取組について学内外に周知・公表します。
- 6. 不正防止のための実効的なモニタリング体制を整備し、実施します。

第 1 節 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因
・管理運営に関する責任者の責任の範囲と権限が曖昧な状態である。 ・不正防止に関する内部統制の整備・運用状況を機関全体の観点から確認する仕組みが弱い。
不正発生要因の補足説明
・責任の範囲が曖昧だと不正発生要因を見逃す隙が生じる。 ・権限の範囲が曖昧だと各責任者が適切なリーダーシップを発揮できない。
不正防止の計画と取組
[計画] ・実効性のある管理運営を行うため、各責任者の責任の範囲・権限をより明確化し、責任体系を再整備する。 ・最高管理責任者である学長より不正根絶に向けた強い決意を発信する。 ・公的資金研究費の不正防止に関する内部統制の整備・運用状況についても、監事の監査事項として位置付ける。 [取組] ・責任体系の見直しを行い、「日本女子大学公的資金研究費の管理運営・監査規程」を改正し、学内外に周知・公表する。

- ・最高管理責任者より不正根絶に向けた強い決意を発信する場として、大学改革運営会議において、コンプライアンス推進責任者・副責任者に対し直接、啓発活動を行う機会を設ける。
- ・監事は、不正防止計画推進部署との定期的な打合せを行い、機関全体の観点から不正防止計画の策定及び実施状況について適切性を確認し、理事会において意見を述べる。
- ・不正防止計画は、理事会における審議を経て決定する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) 関係者の意識向上

不正発生要因
・研究費の不正使用等に対する関係者の意識が低い。 ・研究費は公的資金によるものであり、機関管理が必要であることの認識が不足している。
不正発生要因の補足説明
・競争的資金は研究者の発意で提案・採択されたものであるため、自分の思い通りに使えるという誤解がある。 ・職員が「研究費の不正使用は研究者の責任である」という誤った認識をしている。 ・学内研究費も公的資金によるものであるとの認識が薄い。 ・謝金、旅費の支給を受ける学生等へのルールの説明が不足している。
不正防止計画と取組
[計画] ・研究者及び職員に対する意識向上のためのコンプライアンス教育及び啓発活動を定期的実施する。 ・不正を防止する組織風土形成のために全ての構成員に向けた啓発活動を実施する。 ・「公的資金研究費の使用に関する行動規範」の浸透を図る。 ・不正使用等を行った場合には、不正使用等を行った個人だけでなく機関の責任も問われることを周知することにより、法令遵守の意識を徹底させる。 [取組] ・「研究倫理教育、公的資金研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画」を策定し、実施する。 ・不正防止に関するリーフレットを作成し、謝金、旅費の支給を受ける学生等へ広く全学に配布する。 ・11月に「不正防止強化月間」を設け、啓発資料の配布、学内掲示や学内諸会議におけるアナウンス等により、不正防止に関する関係者の意識向上を図る。 ・「公的資金研究費の使用に関する行動規範」を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために研究者及び職員に対し誓約書の提出を求める。 ・誓約書は、着任時、職責変更時、ルール等改正時、その他大学が必要と判断した時に改めて提出を求める。対象は次の者とする。 教授・准教授・講師・特任教員・助教・助手、競争的資金を獲得している研究員、PD・RA、学内の競争的資金に採択された大学院生、研究費を扱う職員

(2) ルールの明確化・統一化

不正発生要因
・ルールそのものが曖昧である。 ・ルールが明確でも、関係者の理解が不十分である。
不正発生要因の補足説明
・統一的なルールがあっても、それが明確でないと不正誘発要因を除去しないまま運用されることとなる。

・省庁等のルール変更の認識が不足している。 ・研究者の理解不足による見過ごしがある（事務部門による理解促進のための取組が不足している）。
不正防止計画と取組
[計画] ・使用ルールに関する手引（ハンドブック）を作成し配付する。 ・ルールの周知・理解のための説明会・研修会を実施する。 [取組] ・手引をホームページに掲載し、必要な情報が検索しやすい環境を整える。 ・ルール変更の反映等、手引の内容は毎年見直し、変更点をまとめた頁を作成し、その内容を説明会で周知することで浸透を図る。 ・規程の改正を伴う大きなルール変更については、その都度、学内会議でのアナウンス、ホームページへの掲載、対象者への個別メール等で周知を徹底する。 ・新任者、研究費の扱いに不慣れな者等に対しては、基本的事項を解説する説明会を実施する。出席者に対して、理解度調査（アンケート）を実施し、結果を教職員全員で共有する。 ・アンケートで把握されたルールの理解が不十分な事項等について、フォローアップとしてFAQを作成し、手引の補足資料として共有する。

（３）職務権限の明確化

不正発生要因
・職務権限、業務分担が明確になっていない。 ・決裁手続が複雑で責任の所在が明確になっていない。
不正発生要因の補足説明
・責任の範囲が曖昧だと不正発生要因を見逃す隙が生じる。 ・決裁手続のルールが明確でないと研究者の理解不足により手続きの遅れ等が生じる。
不正防止計画と取組
[計画] ・公的資金研究費の事務処理に関する構成員の責任と職務権限について、機関内で合意を形成し理解を共有する。 ・業務の分担内容と実態に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。 ・決裁手続きのルールの理解度を高める。 [取組] ・各段階の関係者の職務権限を明確化し、職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。 ・手続き書類の作成方法や決裁手続きのフローをホームページや手引に掲載し、周知する。

（４）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

不正発生要因
不正につながりかねない状況や不正と疑われるものについて、最高管理責任者に情報が伝わる仕組みが機能しにくい。
不正発生要因の補足説明
情報（不正行為、不正と疑われる行為、不正につながりかねない行為）について、外部から情報提供されやすい体制を構築し、内部で迅速に情報把握できる

ことが必要である。
不正防止計画と取組
[計画] ・通報窓口の利用を促進する。 ・最高管理責任者への伝達体制を内外に周知する。 ・機関の方針や意思決定手続きを外部に公表する。 ・不正に係る調査に関する規程の運用について、公正かつ透明性の高い仕組みを構築する。 ・懲戒の種類及びその適用に必要な手続きを明確に示した規程を定める。 [取組] ・不正に係る情報が通報窓口を通じて提供された場合、迅速かつ確実に最高管理責任者（学長）に伝わる体制を敷く。 ・不正使用等の疑いが生じた場合の通報窓口を内部監査室「公的資金研究費に関する通報」係と定め、ホームページや手引、リーフレットへの掲載やコンプライアンス教育における説明等により、学内外に広く周知する。 ・通報者の個人情報保護や通報者に不利益な取扱いがないことを周知し、通報窓口の利用促進を図る。 ・「管理運営・監査規程に基づく体制図」、「不正防止計画」等をＨＰ等で周知する。 ・「管理運営・監査規程」を改正し、不正に係る調査及び懲戒に関する規定を定める。 ・謝金、旅費の支給を受ける学生に対しても周知が行き渡るよう、告発等の扱いについて記載した不正防止リーフレットを配布する。

第３節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因
・研究費執行上、不正を発生させる要因を把握する努力が不足している。 ・不正発生要因を把握してもそれを防ぐ計画を策定していない。
不正発生要因の補足説明
「不正事例が発生していない状態＝問題がない状態」ではなく、不正は「常に起こり得る」というスタンスで、機関のルールなどを検証し、それにより把握した発生要因を防ぐ計画を立て、実行する。
不正防止計画と取組
[計画] 不正防止計画推進部署において、不正発生要因の把握に努め、不正防止計画に実効性のある対策を反映するよう検討を行う。 [取組] ・不正発生要因の把握は各課の日常的な取組だけでなく、監事や内部監査室との連携により進める。 ・不正防止計画は定期的に見直しを行い、最高管理責任者よりコンプライアンス推進責任者へ直接説明を行う機会を設ける。

第４節 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因
・予算の執行時期に偏りがある。 ・研究者と業者の関係が緊密すぎる。

・出張履行状況や勤務実態の把握が不十分である。
不正発生要因の補足説明
・予算は年間を通じて計画的に執行されるべきものであり、年度末に集中する等の状況を放置しない。 ・「研究者と業者の癒着」に至らないように、研究者への注意喚起だけでなく、業者に対する牽制等が必要である。 ・カラ出張やカラ謝金のリスク防止のため、出張報告書への研究と出張の関連の記載の徹底、研究費で雇用する者の雇用管理の強化が必要である。
不正防止計画と取組
[計画] ・執行状況を遅滞なく把握する。 ・購入後でなく、発注段階で財源を特定する。 ・研究者と業者の癒着を生じさせない。 ・検収により当事者以外（第三者）によるチェック機能が働くようにする。 ・研究費の管理体制を整備する。 ・出張は、各所属長より必ず許可を受け、事務局は研究者の出張履行状況を把握する。 ・研究費で雇用する者の雇用管理の事務局によるチェックを強化する。 [取組] （執行状況の管理） ・年度末に向けて適正な予算執行に関する啓発活動を実施する。 ・研究者及び事務職員が執行状況を逐次把握できる会計システムを構築・導入する。執行が遅れている研究者に対しては、個別に執行を促す。 ・年度末の発注について、確実に年度内に納品が完了するよう周知する。 ・研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことや繰越申請等の手続きを周知する。 ・執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底する。 （癒着防止の取組） ・業者に対し、一定の取引実績（回数・金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。 ・予算の執行状況や業者との取引状況の集計分析を行い、物品の重複等、癒着の可能性が疑われる事例がないか点検する。必要に応じて研究者へのヒアリング等を実施する。 ・競争的資金で購入する10万円以上の物品等については事務局が発注する。 （検収） ・平成24年4月1日から検収室を設置し、同年8月1日以降競争的資金で購入する機器備品・消耗品について検収室員（購入者以外の第三者）による検収を実施している。平成26年4月1日からは大学関係研究費で購入する機器備品・消耗品についても検収を実施している。 ・平成27年4月1日からはこれらの物品に加えて、競争的資金で購入する印刷物や役務（主に成果物あり）についても検収を行う。 ・2022年度より、科研費直接経費で購入する一冊あたり10万円未満の書籍、金額にかかわらず電子書籍・AV資料については消耗品扱いとして検収を実施しており、2023年度からは、より適正な管理を行うために検収印を押印している。 ・2025年度より検収対象の研究費に体育経費を追加する。 ・特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツの開発・作成）については、必要に応じてこれらの知識を有する購入者以外の者がチェックもするなどルールを定めた上で運用する。

- ・競争的資金で購入する換金性の高い物品については、物品の所在が分かるよう記録し適切に管理する。
(カラ謝金防止)
- ・雇用者本人が、「支払内訳表」等と本人確認できる身分証等を持参し対面授受を実施する。
- ・研究費で雇用する者の勤務状況確認等の雇用管理については研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行う。
- ・研究費で雇用する者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。
- ・競争的資金で雇用する者には、「支払内訳表」のほかに、その時間の業務内容を記入した「従事時間報告書」の提出を求める。
- ・アルバイト謝金を支出する場合は、窓口で本人確認の上、本人名義の銀行口座に振り込む。
- ・雇用管理の強化を図るため、事務部門による不定期な勤務状況確認を実施する。
(旅費の支出にかかる事実確認)
- ・出張申請の段階で、学会等のプログラム、パンフレット、旅程表、日程表等を添付させ、旅行計画の具体性をチェックする。また、出張日程と授業日程との重なりも確認する。
- ・研究者の一部を対象に出張の目的や概要についてヒアリングを行うとともに、訪問先・宿泊先等に問い合わせることにより出張の事実確認を行う。
- ・航空機利用の場合は、請求書または領収書並びに旅程等搭乗日時が明示された書類、航空券の半券の提出を求める。
- ・特急・新幹線、リムジンバス等利用の場合は、領収書の提出を求める。
- ・事後は出張報告書の提出を義務づける。プログラム等のない出張の場合は、出張報告書に訪問先名称または打合せ相手の氏名、連絡先を記載させる。
- ・出張報告書への研究と出張の関連の記載を徹底するため出張報告書の記入例を改訂する。
- ・2022年度からの稟議電子化に伴い、出張稟議様式を見直し、旅費支給の処理をより正確に行えるような事務資料を導入する。

第5節 情報発信・共有化の推進

不正発生要因

公的資金研究費の不正防止の取組内容について周知されていない。

不正発生要因の補足説明

研究者が日常的な研究活動において自らの行動がルール等に抵触するの可否かを事前に相談できる体制がないと、不正を未然に防げない。

不正防止計画と取組

[計画]

- ・研究費の使用ルールに関する相談窓口の利用を促進する。

[取組]

- ・研究者からの相談は、電話・メール・来課のいずれについても受け付け、速やかな対応を実施する。事務室には相談窓口カウンターを設け、研究者と事務職員の相互理解を促進する。
- ・公的資金研究費の適正な管理運営及び不正防止への取組に関する本学の方針等、相談受付窓口についてホームページで外部に公表する。

第6節 モニタリングの在り方

不正発生要因

日常的なチェック体制や内部監査が機能していない。

不正発生要因の補足説明
研究者が「研究費の執行状況等を常時チェックされている」と感じるか、「誰にも見られていない」と認識しているかで、不正発生リスクは大きく異なる。「誰にも見られていない」という状態は、不正はもちろんのこと、ルールの誤解に基づく不適切使用や、年度末集中執行等の「適切でない使用」につながる。
不正防止計画と取組
[計画] ・日常的な観察（モニタリング）と一定期間の執行状況に関するチェック（内部監査）を併用し、内部牽制機能を強化する。 ・実施したモニタリングの結果を関係課で共有し、日常業務における研究費の適正執行への取組にフィードバックする。 ・内部監査室は、監事及び公認会計士と連携を強化する。 ・同様のリスクが発生しないよう、内部監査の結果等の周知を図る。 [取組] ・モニタリング：不正防止計画推進部署が、各所管内容について調査・分析を行い、情報を共有する。 ・内部監査：内部監査室を監査対象部署から独立した組織として位置づけるとともに、目的、権限、監査報告の方法等を明確にする。 ・通常監査：科研費等について、交付を受けている研究課題の概ね10%以上を対象として、会計書類等のチェックを行う。 ・特別監査：通常監査のうち概ね10%以上について、備品の現物確認の他、業者の帳簿と突合するなどして取引実態の確認を実施する。 ・リスクアプローチ監査：競争的資金から支出したものの一部を抽出し、研究者の出張（目的、概要、宿泊場所等）及び当該研究費で雇用する者の勤務実態（勤務内容、勤務時間等）に関するヒアリングを行う。また換金性の高い物品（パソコン等）に関する管理状況について確認する。 ・内部監査室は、ガイドラインへの対応状況や公的資金研究費の内部監査結果について、監事及び公認会計士と情報を共有する。 ・内部監査室は、不正防止計画推進部署と連携して不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。 ・内部監査の結果等をコンプライアンス教育や啓発活動で情報共有する。また、不正防止計画に反映させる。

【研究倫理教育、公的資金研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画】

実施時期	実施内容	対象
4月～	・啓発活動：研究不正防止リーフレット配布（掲示、ホームページ、個別配付、メール） ・研究倫理教育：JSPS「科学の健全な発展のために」通読依頼（掲示、メール） ・啓発活動：内部監査結果報告・2025年度コンプライアンス教育について（教授会他各会議、メール） ・コンプライアンス教育：不正防止研修会（動画配信） ・コンプライアンス教育：研究費の適正な執行のための基本説明会（動画配信）	謝金・旅費の支給を受ける学生・全構成員 全教員、全学生、全研究員 教職員、科研費採択の研究員、学内競争的資金採択の大学院学生 専任教員、科研費採択の研究員、学内競争的資金採択の大学院学生、研究費担当の職員 新任教員、競争的研究費新規採択の研究者、学内競争的資金採択の大学院学生、研究費新規担当の職員等
5月	・研究倫理教育（コンプライアンス教育）：「APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)」	新任専任教員、学部学生3・4年次、大学院生M1・D1、e-Rad登録の研究員(新規登録者等)、日本学術振興会特別研究員(新規採択者)

	・啓発活動：不正防止計画について（理事会での意見交換、審議） ・啓発活動：不正防止計画について（大学改革運営会議）	役員 コンプライアンス推進責任者・副責任者
7月	・啓発活動：内部監査実施について（教授会、メール）	専任教員、科研費採択の研究員
8・9月	・啓発活動：研究費の適正な執行のための基本説明会フォローアップ（メール、ホームページ）、コンプライアンス教育アンケート結果のフィードバック	教職員、科研費採択の研究員、学内競争的資金採択の大学院学生
10月	・啓発活動：不正防止強化月間実施に向けて（大学改革運営会議）	コンプライアンス推進責任者・副責任者
11月	・啓発活動：不正防止強化月間（啓発資料配布、掲示、ホームページ） ・啓発活動：利益相反管理委員会研修会（オンライン、動画配信）	謝金・旅費の支給を受ける学生・全構成員 専任教員、科研費採択・応募の研究員、職員等
1月	・啓発活動：年度末における研究費の執行について（教授会、メール）	専任教員、科研費採択の研究員、学内競争的資金採択の大学院学生
3月	・啓発活動：研究倫理教育・コンプライアンス教育・啓発活動実施報告、内部監査結果報告、次年度不正防止計画について（理事会での意見交換、審議）	役員